

計画作成年度	平成22年度
計画変更年度	平成27年度
計画主体	三重県 伊勢市

伊勢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伊勢市産業観光部農林水産課農林係

所在地 三重県伊勢市御薗町長屋1221番地

電話番号 0596-22-0370

FAX番号 0596-21-5605

メールアドレス nourin@city.ise.mie.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・アライグマ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	伊 勢 市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の実績	
	品 目	被害数値
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	水稲、野菜（カボチャ、イモ類等各種露地野菜）、 タケノコ、果樹（柿、栗等）、スギ・ヒノキ、その 他農道及び畔掘り起こし等	被害面積 41ha

(2) 被害の傾向

伊勢市におけるイノシシやニホンザルなどの鳥獣による農作物等への被害は被害防止施策等により減少しつつあるが、沼木・宮本・四郷・二見・高麗広地区などの中山間地域を中心に被害はなくなっておらず、宮本地区では市の天然記念物である蓮台寺柿への被害も見受けられる。これらの被害により農家の生産意欲が減退し、耕作放棄地の増加へと連鎖的な動きとなっている。

イノシシについては、春先のタケノコから水稲、イモ類の収穫期となる秋口まで被害が多く、沼木・宮本・四郷・二見・小俣・高麗広地区を中心に市内の広い範囲に渡って被害が見受けられた。また、農作物の被害だけでなく、農道や畔、用水路の法面などの掘り起こし被害が多発している。

ニホンザルについては、沼木・宮本・高麗広地区を中心に、年間を通じ水稲・野菜・蓮台寺柿等の果樹など農産物全般に対し被害が見受けられる。

ニホンジカについては、沼木・宮本・高麗広地区を中心に、スギやヒノキの植林への被害（剥皮や若芽の食害等）や水稲、野菜類等農作物全般への被害が見受けられる。

また、都市部の住宅地周辺においてもイノシシやニホンザルが出没し、日常生活までも脅かされるなど、地域の深刻な問題へと発展しつつある。

これらのことから、侵入防止柵の整備や有害鳥獣捕獲制度により対象獣の捕獲を進めているが、それだけでは不十分であり、地域が一体となって被害防止対策に取り組むことが重要である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）		目標値（平成28年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害金額（千円）	被害面積（ha）
イノシシ	21,924	17	15,347	12
ニホンザル	19,275	13	13,493	9
ニホンジカ	15,602	11	10,921	8

(4) 従来講じた被害防止対策

項目	講じた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢地区猟友会への委託により、有害獣捕獲を実施。 ・三重県の協力のもと、集落ぐるみで行う獣害対策の研修会の開催。 ・緩衝帯の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化をはじめとした、捕獲の担い手の減少。 ・緩衝帯の維持管理と効果の検証。
	<p>伊勢市鳥獣被害防止対策協議会事業として以下のことに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻の貸し出し。 ・わな狩猟免許取得推進のため、狩猟免許初心者講習会受講料の助成。 ・サルへ発信機を装着するとともに、地域住民のサル位置情報システムへの登録を促し、効果的な追払い活動を推進。 ・獣害対策に取り組む集落に対し、追払い用資材の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻の効果的な運用。 ・新規狩猟者等、担い手の確保。 ・集落単位で行う獣害対策に対する地域住民の理解。
防護柵設置等に関する取組	伊勢市鳥獣被害防止対策協議会事業として、電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置後の効果の検証。 ・防護柵の適正な維持管理。

(5) 今後の取組方針

被害軽減のため、農地等に出没する有害鳥獣の捕獲・捕獲者の育成・地域における追払い体制の確立や防護柵の設置等を総合的かつ一体的に行う必要があり、地域が主体となって被害防止策を講じるために必要な各種研修会・勉強会等を開催し、被害防止に向けた組織的な取り組みへの意識の高揚に努め、獣害に強い集落づくりに向けての体制整備に引き続き取り組むこととする。

今後の方針《捕獲と侵入防止の総合的な被害防止対策を推進する。》

- ① 地域住民の共通認識のもとでの被害防止体制の整備を図る。
(地域ぐるみでの追払いなど未然の被害防止対策を推進する。)
- ② 関係機関と連携して、有害鳥獣の生息状況や生態調査を行う。
- ③ わな等狩猟免許の取得を推進し、捕獲等に係る担い手の確保育成を図る。
- ④ 猟友会による捕獲の推進及び捕獲檻の有効活用。
- ⑤ 防護柵の設置や鳥獣の隠れ場所となる藪などの刈り払いによる緩衝帯の設置など、有害鳥獣の進入防止を意識した里山や農地の管理により、鳥獣害に強い集落づくりに努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

伊勢地区猟友会において、地区設定・期間指定のもと有害鳥獣捕獲制度を利用した駆除を行っている。また、地域住民と実施隊との共同による捕獲体制の整備を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26	イノシシ	・ 猟友会による有害鳥獣捕獲制度を利用した駆除を行う。 ・ 農業者等にわな猟免許取得を推進し、伊勢地区猟友会と連携を取りながら狩猟者の確保・育成を図る。
27	ニホンザル	
28	ニホンジカ	
	アライグマ	・ 実施隊による捕獲及び捕獲檻の貸し出し。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、農地や山林に限らず住宅地への出没も多く見られ、三重県の特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）に基づき、被害を軽減するためには、生息数を減らすことが重要であると考え、過去の捕獲実績を踏まえ設定する。

ニホンザルについても、農地等に限らず住宅地への出没が多く見られることから、群れの分裂が危惧され、個体数も年々増加していると推測される。また、農作物への被害も深刻であり、群れの移動範囲等の情報を収集し、追払いを推進するとともに、群れから離れたサルについては捕獲を強化し、適正な個体数にむけた調整を行う。

ニホンジカについても、近年では農地等に限らず住宅地への出没が多く見られるようになり、道路上での自動車との衝突事故も多発している。そのため、個体数が大幅に増加していると推測されることから、特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき捕獲を強化する。

アライグマについては、市内で多数の目撃情報が寄せられており、平成24年度においては1頭の捕獲実績があったが、繁殖力が強く、特定外来種にも指定されていることから発見後は速やかに捕獲する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	捕獲数 280頭	捕獲数 400頭	捕獲数 400頭
ニホンザル	捕獲数 50頭	捕獲数 50頭	捕獲数 50頭
ニホンジカ	捕獲数 200頭	捕獲数 400頭	捕獲数 400頭
アライグマ	必要頭数	必要頭数	必要頭数

捕 獲 等 の 取 組 内 容
<p>被害の多い沼木・宮本・高麗広地区を中心に、猟友会の協力を得て有害鳥獣捕獲（銃器及びわな）を実施する。</p> <p>また、地域の農業従事者に対し、わな等狩猟免許の取得を積極的に推進し、地域住民と実施隊が共同して、集落周辺で被害をもたらす個体の捕獲に努める。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
該 当 な し	該 当 な し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	集落単位で侵入防止柵設置の要望がある地域に対しては、防護柵等施設整備事業を推進する。	集落単位で侵入防止柵設置の要望がある地域に対しては、防護柵等施設整備事業を検討する。	集落単位で侵入防止柵設置の要望がある地域に対しては、防護柵等施設整備事業を検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
26年度 27年度 28年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	地域での研修会等を通して被害防止に向けた意識高め、地域住民が主体的に追い払い活動等を行えるよう体制の整備を図る。 また、農地と山林の間の鳥獣の隠れ場所となる藪などの刈り払い、農作物の収穫残さ及び不要果樹除去の徹底、景観形成作物の植栽等耕作放棄地の解消に向けた取り組みを推進する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	伊勢市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
伊勢市	鳥獣害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
伊勢市農業委員会	被害状況及び各地区の意見等について情報提供を行う。
伊勢地区猟友会	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と捕獲を行う。
伊勢農業協同組合	営農阻害要素としての観点から営農活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。
いせしま森林組合	営林阻害要素としての観点から営林活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。
伊勢地域農業共済事務組合	損害防止対策の観点から農業共済加入農家を中心に鳥獣害対策の助言・支援を行うとともに、被害状況についての情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三重県伊勢農林水産事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布の把握に努め、適切な追い払いや捕獲等に対する助言を行う。
三重県伊勢志摩地域農業改良普及センター	有害鳥獣の習性等に関する専門知識、捕獲体制に関する助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に鳥獣被害対策実施隊を設置し被害防止施策を実施している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

伊勢市鳥獣被害防止対策協議会によって対策を推進し、施策の実施については鳥獣被害対策実施隊を中心に行っていく。また、必要に応じて自治会等各種団体による主体的な取り組みを促し、地域が一体となって取り組みを進めていく。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋却処理等、適切な方法で処分する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近年の鳥獣による被害は、農作物被害のみならず、生活環境への被害が深刻化している。特に、ニホンザルやイノシシの一部については人慣れが進んでおり、市民や観光客への危害も懸念される。

今後の対策については、市の関係部署及び関係機関とが連携し対応していく必要がある。